

令和7年11月28日（金）13時30分～
交通政策審議会 海事分科会 第189回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第189回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをオフにしていただきますようお願ひいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願ひいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は24ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。加藤部会長、司会進行をお願いいたします。

【加藤部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと思います。

議題1の報告事項でございます、船員派遣事業等フォローアップ会議の報告につきまして、事務局より説明をお願い申し上げます。

【前田雇用対策室長】 船員政策課雇用対策室の前田です。通しページ4ページ、資料1をご覧ください。

本年10月30日木曜日に開催いたしました第35回船員派遣事業等フォローアップ会議につきまして、ご報告申し上げます。

本会議では、本年1月から6月までの期間、船員派遣事業の許可を受けております31事業者に対しまして、地方運輸局等が実施いたしました監査の実施結果、是正指導状況等を事務局よりご報告申し上げ、議論を行いました。ご参考までに、本年6月末現在、有効許可事業者数は323者となってございます。

(1) 被監査事業者の概要等の①船員派遣事業の実施状況でございますが、実施事業者は24者、未実施事業者は7者で、未実施の理由といたしましては、派遣の依頼がなかつたことや、自社船への配乗で派遣できる船員を確保できない等でございました。

②派遣船員等の状況でございますが、この数字は、監査を受けた各事業者の監査実施時点での数字を合計したものになります。派遣船員数は264人で、派遣船員を含む雇用船員数の912人の約3割弱の状況でした。派遣先船舶数は49隻、過去3年間の派遣先企業数は、累計で99者でした。

(2) 監査における是正指導状況でございますが、是正指導を受けた事業者は2者で、是正指導の件数は2件でございました。この是正指導状況につきましては、フォローアップ会議では、具体的な不適切事項及び過去の監査状況を一覧表にして資料を配付しまして、ご説明をいたしました。

個々の内容につきまして、ご説明いたします。

1件が、外国船舶派遣届出書の未提出とのことで、口頭指導したと監査実施運輸局から報告を受けましたが、本来、文書により指導すべき事項であったことから、監査実施運輸局に対しまして、今後、同種事項については、文書により指導するよう、厳しく指導をいたしました。

もう一件は、教育訓練の実施記録の不備で、派遣元で実施した教育訓練について、実施記録に記載不備があったので、口頭指導いたしました。

これら是正指導事項につきましては、全て是正改善がなされたことを確認してございます。なお、是正指導を行った2者のうち、1者は過去に監査を実施しておりますが、そのときには不適切事項はございませんでした。

続きまして、会議での主な質疑、意見などでございますが、1つ目は、外国船舶派遣届

出書未提出は重大な違反であり、許可取消しに相当する事案と認識すべき。次回に、違反に至った事実関係の経緯、同種事案及び取消処分の過去事例を報告いただきたい。

2つ目は、令和7年6月末日現在の有効許可事業者323者のうち、更新前事業者57者について、会社設立後1年未満の許可事業者数及び当該事業者につき許可時の事業年度の決算状況、財務に係る許可基準の適合状況を次回にご報告いただきたい。

以上です。

次の通しページ、5ページには会議の委員名簿をつけてございます。

ご報告は以上です。

【加藤部会長】 ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願ひいたします。

遠藤委員、お願ひします。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願ひします。

質問が1点ございます。それから、意見も加えてということになるんですけども、4ページの先ほどご説明いただきました外国船舶派遣届出書の未提出、ここが1件あったということなんですねけれども、これはゆゆしき事態じゃないかなと思っておりますし、極めて重大な違反であると思うわけなんですけれども、この届出がなぜなされていなかったのかという原因究明といいますか、そういったところ、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

【加藤部会長】 いかがでしょうか。前田さん、お願ひします。

【前田雇用対策室長】 監査実施運輸局に聴取いたしましたところ、事業者における実務担当者が交代をされた際に、引継ぎにおきまして、このような法令上の届出をするという引継ぎが、適切になされなかつたというところでございました。

【加藤部会長】 引継ぎをなされなかつたということなんですが、いかがでしょうか、遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。その辺も含めて、口頭で指導を行つたという報告も併せてあつたわけですけれども、口頭指導で済むような事案ではないと思っております。それから、引継ぎができていなかつたというところですけれども、たしか船員派遣事業の許可を受ける場合の審査概要では、その辺は熟知している労務担当者を選任するようになつてゐたかと思いますが、これらがなされていないというのは非常に問題であると言わざるを得ません。

これを看過すると、ほかの派遣事業者に影響を及ぼしかねませんし、むしろ今般、前回のフォローアップ会議より不適切事項の内訳という件数自体が減少傾向にあるわけです。その中で、こうやって減ってきてているにもかかわらず、こういう重大な案件が出てくるというのは、極めて如何なものなのか、というふうに思うんですけども、何か罰則的なものというのは検討されているのかどうなのか教えてほしいんですけれども。

【加藤部会長】 いかがでしょうか。

【前田雇用対策室長】 本件につきましては、こういった違反事案を指摘して、速やかに届出書を提出されて是正されたということで、特段、罪に問うようなことはいたしませんでしたけれども、今後、このような同種の事案がないように、再発防止対策といたしまして、例年、年明けに各運輸局におきまして、許可事業者に対する講習会というのを開催してございまして、この場に今回のような事案をちゃんと紹介した上で、このような同種の事案がないよう、全許可事業者に対しては指導を徹底してまいりたいと考えてございます。

【加藤部会長】 遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 罰則的なところは今回はしなかったという報告でしたが、ただ、そういういった講習会の中で、こういう事案があったというだけではなくて、やはり、会社名を公表するなど、指導だけじゃなくて、やはり何かしらのペナルティじゃないですけれども、そういう厳しい処罰的なものが必要だと思うわけですが、その辺は検討なされていないんでしょうか。

【加藤部会長】 いかがでしょうか。

【前田雇用対策室長】 公表につきましては、今回、違反事案が発見されて、速やかに届出書を出されたというところで、そこまで公表するようなことまでは、事は至らなかつたんですけども、これは本当に、累積する場合には、公表というのもしっかりと考えていかなければいけないのかなと思っております。

【加藤部会長】 どうでしょう。

【遠藤臨時委員】 これは監査で見つかっているわけで、そこに問題がやっぱりありますよ。逆に自社で気づいて、是正をしているというのなら今の話でもいいでしょうけれども、ただ、今回は監査で見つかっていますから、それはやっぱり重く受け止めていただきたいと考えております。

以上です。

【加藤部会長】 いかがですか。

【前田雇用対策室長】 ご意見を踏まえまして、許可事業者を管轄する運輸局に対しましては、その意見をしっかりと重く受け止めるよう、監査をしっかりとるように、さらには、許可事業者に対しては同種の事案が発生しないように、厳しく指導を徹底してまいりたいと思います。

【加藤部会長】 では、そのほか、いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

【齋藤臨時委員】 関連で、その下の教育訓練の実施記録の不備ということで、よく是正指導状況の内容に、記録簿の記載不備というのは多々あるとは思うんですけども、それも内容によると思うんですよね。教えていただきたいのが、この教育訓練とは具体的にどのようなものだったのか、そして、記録の不備ということでは正させたということでございますが、記録をなされていない状況を確認して、そして、その教育訓練がどのように実施されたのかというのをどうやって確認したのかということ、その辺りをお聞きしたいなと思います。

【加藤部会長】 今のは、改善された、その改善の方法ということですか。

【齋藤臨時委員】 教育訓練の内容とその訓練の実施の確認方法です。

【加藤部会長】 実施されていなかった。その内容を1つ。

【齋藤臨時委員】 教育訓練を実施したことを、どうやって確認したのかということです。

【加藤部会長】 今、2つ質問があったので、お願いします。どういう内容かということと、それから、その教育訓練はどう実施したかという2つですね。もし把握されていたら、お願いいたします。

【前田雇用対策室長】 運輸局から聴取した内容といたしましては、記録には、担当者のメモ書き程度の記載があったと。普通、記録簿としてしっかりとフォーマットを決めているんですけども、メモ書き程度に書いてあったので、そこはしっかりと記載しなさいよと。事業者の中の誰が見ても、どういった内容の教育訓練をやったのかというのが分かるように、走り書き的な字体のものじゃなくて、誰が見ても分かるような記録にちゃんとしなさいよというような話を聞いております。

【加藤部会長】 それで、その後のもう一個の質問のほうは。

【齋藤臨時委員】 教育訓練とは、内容は何ですか。

【前田雇用対策室長】 実際の具体的な教育訓練の中身につきましては、船員労働安全衛生規則上の基礎的な安全衛生教育訓練というふうに承っておりますけれども。

【加藤部会長】 いかがですか。齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 それを実際に実施したという確認が取れたということですか。

【前田雇用対策室長】 はい。それが走り書きだったので。それを、しっかりと誰が見ても分かるように記録しなさいよということです。

【齋藤臨時委員】 そのメモで走り書きで書いたものが、実際に実施したという判断をしたという理解なんですか。

【前田雇用対策室長】 はい。

【加藤部会長】 今のは、訓練はしていたけれども、記録がまづかったということですか。記録されていなかったということですか。

【前田雇用対策室長】 記録が、誰が見ても分かるような記載ではなかったと。

【加藤部会長】 なかつたということ。

【前田雇用対策室長】 はい。走り書きだったそうです。

【加藤部会長】 それが監査で出てきたということですか。分かりました。

齋藤委員、いかがでしょうか。

【齋藤臨時委員】 そこはしっかりと記録するように是正をしたということですね。

【前田雇用対策室長】 はい。

【齋藤臨時委員】 分かりました。

【加藤部会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2です。船員法関係手数料令の一部改正案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

資料2、通し番号6ページをご覧ください。船員法関係手数料令の一部改正案についてということで、船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴いまして、船員法関係手数料令の改正を行うというものです。

具体的には、船員法第83条の14第1項及び同法第83条の19において準用する同法第83条の14第1項の規定によるものですが、生存講習、消火講習を行う独立行政法人ですとか民間機関というものが、講習機関として全くなく、講習を行うことが全くでき

ないような状態の場合に、国が実技講習を自ら実施する場合の生存講習、消火講習の手数料というものをあらかじめ決めておくというものになります。

現実的には、現在でも基本訓練機関というものは14機関ほどあります、これらの機関は、改正船員法に基づき、登録実技講習機関として登録いただくよう手続を進めております。

また、現在の基本訓練機関もそうなのですが、今後の登録実技講習機関となってからも、各機関の実技講習の実施状況は、国土交通省でしっかりと把握しますので、例えば、どのタイミングで国が対応しなければならないのかということは、あらかじめ見極めることができます。仮の話ですけれども、国が実施する場合は、その旨を公示することとなっております。また、実際の実技講習の実施場所ですとか実施時期も、国土交通省のホームページに記載させていただきます。

手数料額につきましては、実費を勘案して算定することとなっております。(1)として、生存講習の受講に係る手数料として、1万6,800円。(2)として、消火講習の受講に係る手数料として、5万6,900円となります。

公布日としては、本年12月中旬を目指しておりますが、現在未確定ということです。
施行日としては、STCW-F条約の日本国について効力を生ずる日、来年、令和8年2月14日を予定しております。

説明は以上となります。

【加藤部会長】 どうもありがとうございました。本件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願ひいたします。

遠藤委員、お願ひします。

【遠藤臨時委員】 質問に併せて確認をしたいんですけども、これはあくまでも、今の説明だと、国が行った場合の手数料という確認と、それから、14機関あるということころで、国のはうが実施場所や、実施時期を把握しているということだったんですけども、その辺、どのようにして把握しているのかということを教えてほしいんですけども。

【加藤部会長】 いかがでしょうか。

【成瀬労働環境対策室長】 まさに、この2つの講習を国が実施する場合に、手数料として徴収する額というものになっております。

それともう一つ、現行なんですが、基本訓練機関が実施している内容をどう把握するかということで、定期的に報告をいただくようにもなっておりまし、実際に実施する内

容自体は、国土交通省のホームページに、いつ開催するかというのもも全て載せていただいております。その上で、多分、今も各受講者の方が、そのホームページを見て、この日だったら受講できるということを確認して受講する形なんですね。そういう意味でも、国土交通省のほうで細かなことまで含めて確認できるようになっております。

以上です。

【加藤部会長】 遠藤委員、いかがですか。

【遠藤臨時委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【加藤部会長】 よろしくございますか。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の3でございます。審議事項でございます、船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）の改正について、事務局よりご説明いただいた上で、審議に入りたいと思います。では、説明をお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の成瀬でございます。引き続き、よろしくお願ひします。

船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）の改正について、こちらは資料の3関係になります。資料の3－2ということで、8ページに概要を取りまとめておりますので、こちらでご説明させていただきます。

全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）、漁業（いか釣り）の4業種につきましては、国土交通大臣から交通政策審議会へ、本年7月17日に諮問いたしました。その後、業種ごとに最低賃金専門部会を設置いたしまして、審議いただきました。その結果、既に漁業（いか釣り）以外の3業種について、前回の船員部会で答申をいただいているところであります。

今般、漁業（いか釣り）最低賃金の改正につきましても、結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

漁業（いか釣り）につきましては、この表の一番右側、ねずみ色に記載されておりますが、11月20日開催の第2回目の専門部会におきまして、適用する船員、一人歩船員ですが、月額最低賃金額を1万700円引き上げまして、21万3,300円から22万4,000円となりました。最低賃金専門部会で結論に至りました改正案については、資料3の7ページのとおりでございます。

この最低賃金の適用の時期でございますが、例年ベースのスケジュール感で申し上げますと、答申手続、また、最低賃金法上の所要の手續を経まして、来年3月頃を見込んでお

ります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【加藤部会長】 それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願ひいたします。

野川先生、よろしいですか。

【野川臨時委員】 この漁業（いか釣り）の最低賃金専門部会につきましては、私が部会長を仰せつかりまして、第1回を10月16日、第2回を11月20日に開催をし、その間、労使の精力的なお話しをいただきまして、公労使そろったところで、労使から最低賃金額について合意に至ったというご報告をいただき、それを踏まえて、この第2回の部会で最低賃金額は決定いたしました。特に労使の皆様方には、ご協力を賜りありがとうございました。

以上でございます。

【加藤部会長】 野川先生をはじめとする関係者の皆様、ありがとうございました。

では、資料3の原案、このとおりの結論といたしまして、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【加藤部会長】 そうしましたら、次の議題に移らせていただきます。

議題の4、審議事項でございます、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 それでは、引き続き、船員政策課の成瀬のほうから説明させていただきます。

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定について、資料4関係になりますが、資料の4-2を使用して説明させていただきます。

1枚めくってもらって17ページ、表題、「海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等」をご覧ください。

最初に、基本訓練の船員法改正の背景、概要につきまして、ご説明いたします。

基本訓練におきましては、万が一、船舶に急迫した危険がある場合に、そこで働く船員の方自らや、仲間の命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しておりますS

T C W条約において実施が求められておりまして、下の表のとおり、①の生存訓練、②の消火訓練、③の応急訓練、④の安全社会訓練の4つがございます。

改正されたS T C W－F条約においても同様の内容を実施することになっておりまして、このF条約は、これまで我が国は未批准でしたが、批准することになりました。今般、F条約の国内担保に合わせまして、基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にするため、船員法の一部を改正し、本年5月に公布されております。

この改正船員法の中では、雇入契約締結時における基本訓練の実施義務として、具体的には、下の表にあります①から④の4つの基本訓練を、雇入契約締結時に実施していただくことが義務づけられております。また、特定の船員の雇入契約締結時における基本訓練及び実技講習の実施義務として、下の表の赤く塗られた部分ですが、特定の船員については、①の生存訓練、②の消火訓練の2つは、実技講習と5年ごとの能力維持証明、つまりは5年ごとに実技講習を実施していただくという義務を課すこととなっております。

対象となる特定の船員、特定雇入契約を締結した船員のことですが、次のページ、18ページの上段をご覧ください。

基本訓練の実施主体のところで、右側の表、②特定の船員の下に、米印で、小さな字で恐縮なんですが、外航・内航につきましては、沿海以遠（限定沿海を除く）を航行する20トン以上の船舶に乗り組む船員であって、安全任務等を指名される者とあります。外航船の場合は全ての船員、内航船の場合は船長、航海当直部員等が該当いたします。

また、その下に、漁船につきましては、無限定水域、排他的経済水域（E E Z）の外において航行する国際総トン数300総トン以上の漁船に乗り組む全ての漁船員が対象となります。

また、生存訓練、消火訓練の実技講習は登録制となっておりまして、登録を受けた機関に実施していただくことになります。こちらも今、見ていただいている基本訓練の実施主体で、②の特定の船員のほうですが、生存訓練、消火訓練につきましては、赤色で塗られた部分、実技を行っていただきますが、この実技は、登録講習機関において実施していただくというものです。

また、それ以外、つまり左側の①の特定船舶以外の全船員、また、右側の②の特定船員の応急訓練、安全社会訓練の座学のねずみ色で塗られた部分ですが、船舶所有者が実施主体として実施していただくものです。

前のページに戻りまして、下のほうをご覧ください。船員法施行規則ですが、本年7月

の船員部会で、船員法施行規則の一部改正について諮詢させていただき、翌月8月に答申をいただいております。その船員法施行規則の改正の中で、基本訓練の関係では、漁労に従事する船舶、つまりは漁船、漁労に従事する船舶以外ということで、外航、内航、旅客船も含む商船、この2つに分けられておりますが、4つの基本訓練を行うことでは同じ内容ですが、漁船については、安全社会訓練の中で漁船特有の知識というものが追加されております。

その上で、基本訓練の具体的な内容及び方法につきまして、告示で定める基準に適合するものとされていることから、このことを受けまして、今回、告示を制定させていただくというものです。

次のページ、中段より少し上のところに告示事項とございますが、今回諮詢させていただく告示の具体的な内容となります。特定雇入契約の船員と、特定雇入契約以外の船員別に、基本訓練の内容と実施方法をより具体化して示しており、実技をより明確に実習として、座学を講義としております。また、その下のところにあります4つの基本訓練について、それぞれで行う具体的な内容を定めることとしております。

例えば、①の生存訓練のところで、1として、船舷から水面への安全な飛び降り方に関すること。2として、救命いかだ、救命胴衣、救難要請等のための信号装置及び無線救命設備の使用方法に関する定めることとしております。

また、④安全社会訓練のところでは、先ほど申し上げました漁船特有の知識ということで、右側にありますが、1として、漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置、2として、漁労設備及び漁具の安全な使用方法に関する定めることとしております。

その下にありますその他として定めることとして、一つは登録講習機関、ここには講習を管理する者、また、講師という者を置くことになっておりますが、それの方に研修を受講していただくということになります。受講される研修の基準、研修科目ですとか研修講師の基準といったものを定めることとなります。

また、その下に、施行前に実施した基本訓練について、施行後に、基本訓練と同等以上とする訓練内容と方法の基準として、上記にあります①から④と同様の事項等を定めることとしております。

また、さらにその下に、同じく施行前に実施した実技講習について、実施後の実技講習と同等以上とする実技講習と内容の方法の基準として、上記にあります①、②と同様の事

項等を定めることとしております。

最後に、資料4、前に戻っていただきまして、15ページをご覧ください。最後のところに、3として今後のスケジュール予定がございます。公布については、令和8年1月を予定しております。施行につきましては、F条約が我が国において効力を生ずる日となつておらず、来年、令和8年2月14日を予定しております。次回の船員部会で答申をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【加藤部会長】 遠藤委員、お願ひいたします。

【遠藤臨時委員】 質問が2点ございます。18ページなんですが、上の基本訓練の実施主体というところで、船舶所有者が実施主体になると、見れば分かるんですけども、派遣事業者が船員を雇用していますので、派遣事業者の場合はどうなのかというところの確認と、それから、同じ枠の中にある②の下の外航・内航のところで、沿海以遠（限定沿海を除く）を航行する20トン以上の船舶に乗り組む船員であって、安全任務等に指名される者がこの講習を受けないと駄目ですよというのは分かるんですけども、この安全任務等に指名される者というのは、具体的な役職等を教えていただきたいんですけども。

【加藤部会長】 2点がございました。1つ目は派遣事業者の場合、2つ目は安全任務等ですね。いかがでしょう。

【成瀬労働環境対策室長】 座学を実施する場合の実施主体ということで、派遣事業の場合はどうなるかというところが1点目であったと思いますが、この場合の船員法上の船舶所有者というところに実施する義務がかかりますので、そう考えますと、派遣事業者に実施する義務がかかってまいります。ですので、実施主体が派遣元である派遣事業者ということになってまいります。

もう一つの安全任務等に指名される者というもので、具体的な職名という形でお伺いしたと思うのですけれども、外航船員の場合は、全ての船員が適用になってまいります。内航船員の場合は、先ほど船長ということで例を挙げましたが、海技免状を有する方で、船長も含め、職員として乗られている方が対象となってまいります。それ加えて航海当直部員の資格を有する方、あと、危険物等取扱責任者の資格を有する方。内航のほうはこれら3つのいずれかの要件に該当する方という形になります。

以上です。

【加藤部会長】 ありがとうございます。今の2つ、お答えりましたが、遠藤委員、

お願いいいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。先ほど、派遣元が実施主体というご説明だったと思うんですけども、派遣事業者がそのことを理解しているかどうかというところで、そういう誤解がないように、例えばこのままだと、派遣事業者が派遣をした先で、船舶所有者のところで実施をするみたいな取られ方をすると、またそこが出てくる可能性があるので、そういう誤解がないように周知をしていただきたいと思います。

それから、内航、外航のところで、安全任務等に指名される者についてはよく分かりました。ありがとうございます。ただ、今のご説明でいくと、航海当直部員の資格は、定員でいくと甲板部の全てが対象になる可能性を含んでいると思いますので、その辺は雇用している事業者にかかるわけですから、その辺も周知の徹底をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

【加藤部会長】 室長、何かありますか。成瀬さん、お願いいいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 おっしゃられるとおり、周知のほうは適正に、そういう誤解がないようにやっていきたいと思います。

以上です。

【加藤部会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤臨時委員】 それから、最後、もう一点なんですが、これはちょっと要望になるかとは思うんですが、やはり基本訓練が義務づけられるということになると、先ほどの議題2にも関係してくるというところもあるんですけども、船員が乗船し、運航しているわけですから、船員の乗下船や配乗に支障を来さないように、しっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

【加藤部会長】 よろしいですか、意見としては。

【成瀬労働環境対策室長】 ご意見、伺いました。ありがとうございます。

【加藤部会長】 よろしくお願いいいたします。野川委員、よろしいですか。

【野川臨時委員】 大丈夫です。

【加藤部会長】 そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、ほかにないようですので、次回、答申の決定に向けた議論をするということ

にさせていただきたいということでございます。

そして、今ご意見いただきましたけれども、そのほかにも何かございましたら、遅くとも12月12日までに書面にて、事務局である船員政策課にご連絡頂戴したいということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

では、次の議題に移りたいと思います。議題5ですね。審議事項でございます、船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項でございまして、公開することによって、当事者などの利益を害するおそれがあるため、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして、審議を非公開とさせていただきたいと存じます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方は会場及びウェブ会議からご退室をお願い申し上げます。

(非公開・関係者以外退室)

【加藤部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とさせていただきまして、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】 よろしゅうございますか。

これで、本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

なければ、事務局よりお願ひ申し上げます。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【加藤部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第189回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様、会議にご出席賜りまして、ありがとうございました。

—— 了 ——